

県東健康福祉センター所管事務における土地区画整理
事業等による住所変更に伴う届出等の提出について

県東健康福祉センターが所管する事務の中で、住所変更により届出が必要な事業者等は以下のとおりです。

総務企画課 TEL0285-82-3321 本館 1階

○医療法に基づく病院・診療所・助産所

提出書類：病院（診療所・助産所）開設許可事項中一部変更許可申請書

添付書類：なし

提出期限：変更後10日以内

注意：麻薬を取り扱う医療機関は麻薬取扱免許証の変更もお願いします。また、医療情報ネットの登録情報の変更も各医療機関で行っていただく必要があります。

○医療法に基づく医療法人

提出書類：医療法人定款（寄付行為）変更届（細則第39号の2様式）2部

添付書類：新旧対照表、変更後の定款、社員総会の議事録

提出期限：変更後遅滞なく

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所

提出書類：施術所開設届出事項一部変更届（第2号様式（第2条関係））

添付書類：なし

提出期限：変更後10日以内

注意：柔道整復師法に基づく施術所の変更届とは様式が異なります。また、同法に基づく施術所を兼ねている場合には、いずれも変更届の提出が必要となります。

○柔道整復師法に基づく施術所

提出書類：施術所開設届出事項一部変更届（第2号様式（第2条関係））

添付書類：なし

提出期限：変更後10日以内

注意：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所の変更届とは様式が異なります。また、同法に基づく施術所を兼ねている場合には、いずれも変更届の提出が必要となります。

○歯科技工士法に基づく歯科技工所

提出書類：歯科技工所開設届出事項変更届（別記様式第5号）

添付書類：なし

提出期限：変更後10日以内

健康対策課 TEL0285-82-3323 本館 1 階

○健康増進法に基づく特定給食施設

提出書類：特定給食施設変更届

添付書類：なし

提出期限：変更後 1 か月以内

○感染症法に基づく結核指定医療機関

提出書類：結核指定医療機関変更届

添付書類：結核指定医療機関指定書

(紛失した場合は結核指定医療機関紛失届を提出)

提出期限：変更後速やかに

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

提出書類：被爆者一般疾病医療機関変更届

添付書類：指令書の写し

(紛失した場合は被爆者一般疾病医療機関指定書紛失届を提出)

提出期限：変更後速やかに

福祉指導課 TEL0285-82-2139 本館 1 階

○介護保険法の指定事業所

提出書類：変更届出書

添付書類：運営規程に事業所の所在地が記載されている場合は、修正後の運営規程

提出期限：変更後 1 0 日以内

生活衛生課 TEL0285-83-7220 本館 1 階

○食品衛生法に基づく営業許可施設

提出書類：変更届

添付書類：現在持っている営業許可書に住所変更の証明をしたい場合は、営業許可書を添付。後日営業許可書裏面に変更届受理の証明を記載して交付する。

提出期限：変更後速やかに

○薬事法に基づく薬局、医療機器販売業等許可施設

提出書類：変更届

添付書類：許可書の書換え交付を希望する場合は、許可書の書換え交付申請と現在持っている許可書。

提出期限：変更後速やかに

注意：許可書の書換え交付申請は、住居表示に関する法律第 7 条に基づき申請手数料は不要です。

○麻薬取締法に基づく麻薬小売業者

提出書類：麻薬小売業者免許証記載事項変更届

添付書類：現在持っている麻薬小売業者免許証。後日新しい免許証を交付する。

提出期限：変更後近いうちに

○麻薬取締法に基づく麻薬取扱者(医療機関において麻薬取扱者免許を取得している者)

提出書類：麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届

添付書類：現在持っている麻薬施用(管理)者免許証。後日新しい免許証を交付する。

提出期限：変更後近いうちに

○旅館業法に基づく旅館・ホテル等、興業場法に基づく興業場(町民会館)

提出書類：変更届

添付書類：現在持っている許可書。後日、許可書裏面に変更届受理の証明を記載して
交付する。

提出期限：変更後速やかに

○理容所、美容所、クリーニング店

提出書類：変更届

添付書類：現在持っている確認書。後日、確認書裏面に変更届受理の証明を記載して
交付する。

提出期限：変更後速やかに